

環水大大発第070329002号  
環水大自発第070329002号  
平成19年3月29日

都道府県知事・政令市市長 殿

環境省水・大気環境局長

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

「環境大気常時監視マニュアル」の改訂に伴い、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づき平成13年5月21日に通知し、平成17年6月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」（以下「処理基準」という。）の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

都道府県及び政令市は、改正後の処理基準に基づき、大気汚染の常時監視の実施に万全を期されたい。

#### 記

Ⅱ（窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視）の5.（測定方法）中「「環境大気常時監視マニュアル」（平成10年9月30日付け環大規第242号及び環大二第94号）」を「「環境大気常時監視マニュアル」（平成19年3月29日環水大大発第070329001号、環水大自発第070329001号）」に改める。

Ⅱ（窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視）の7.（保守管理）中「「環境大気常時監視マニュアル」及び「環境大気常時測定機器維持管理要綱」（平成10年9月30日付け環大規第242号及び環大二第94号）」を「「環境大気常時監視マニュアル」（平成19年3月29日環水大大発第070329001号、環水大自発第070329001号）」に改め、「に基づき、」の次に「維持管理体制を整備し、」を、「定期点検」の次に「等の保守点検」を加える。